仕　　様　　書

1　件　　名　　三次元眼底測定装置（ＯＣＴ）の購入

2　搬入場所　　東京都健康長寿医療センター　東京都板橋区栄町 35 番 2 号

3　品名・数量　三次元眼底測定装置（ＯＣＴ）　一式
※詳細は、特記仕様書のとおり。

4　納入期限　　平成 27 年 9 月 30 日まで

5　装置の概要及び設置条件等

(1)　各機器は日本国の関係法令に基づき、医療承認を受けていること。

(2)　委託者の指定する場所へ納入及び設置するものとし、その経費（運搬、据付、配線、配管、納入機器の調整）については、受託者の負担とする。また、納品及び設置に際しては、必要な養生等を行い、委託者及び第三者に損害を与えることのないようにすること。撤去に関する費用についても、受託者の負担とすること。

(3)　各機器の製造元発行の所定の保証書を提出すること。また、納品時には、納入機器に関する操作方法・維持管理方法等必要事項の説明及び指導を行い、取扱説明書を必ず提出すること。

(4)　無償保証期間は、納入後 1 年以上とする。

(5)　本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」及びその他法令の規定に基づき、次の事項を遵守し、環境により良い自動車利用を行うこと。

ア　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ　低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には､速やかに提示又は提出すること。

6　支払方法

請求書に基づき、指定された期日までに支払う。

7　秘密保持

(1)　業務を行うに当たって、知り得た医療上、技術上の情報を契約履行の目的以外には使用してはならない。

(2)　個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱に関する特記事項」による。

8　その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、センター職員と協議のうえ、決定すること。

【担当】
〒173-0015
東京都板橋区栄町 35-2
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
総務課契約管財係
（内線：1229）